

★免除された国民年金保険料を追加で支払いたいときは追納をお勧めします

老齢基礎年金の年金額を計算する時に、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

1. 追納を行う場合は、申込みが必要です。

申込みをすると、後日、年金機構から納付書が郵送されますので、最寄りの金融機関などで納付してください（口座振替ならびにクレジット納付はできません）。

2. 追納に関する注意事項

- ・追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています（例えば平成30年10月分は平成40年10月末まで）。
- ・10年以内であっても、老齢基礎年金の受給権者は追納することができません。
- ・承認等をされた期間のうち、原則古い期間から納付していただきます。
- ・保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

【手続きに必要なもの】年金手帳または基礎年金番号のわかるもの、認印

【手続先】市保険課（6番窓口・受付番号票③）☎ 31-0216

美都・匹見各総合支所地域振興課または浜田年金事務所でお手続きください。

《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

- ・相談日 **10月9日(火)・23日(火)** 毎月第2・4火曜日
- ・相談場所 市立市民学習センター 102 研修室
- ・相談時間 10:00 ~ 15:00

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

- ・相談日 **10月25日(木)** 毎月第4木曜日
- ・相談場所 浜田年金事務所
- ・相談時間 13:00 ~ 16:00

☆要予約 10月17日(水)までに予約

・予約方法 電話またはFAX ※代理可(記載事項:住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)



【年金相談の予約・問い合わせ先】浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ㊚ 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー(個人番号)がわかるもの、本人確認ができる身分証明書、印鑑などをご持参ください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)、本人の認印(請求書を提出する場合)が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も、電話で予約しておくともスムーズに相談できます。

**労働保険の
加入手続きは
お済みですか！**

**一人でも労働者を雇用していれば
労働保険に加入する必要があります。**

※労働保険とは労災保険と雇用保険を総称したもので、政府が管掌する強制保険制度です。

労災保険…労働者の方が業務中や通勤途中に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災した方や遺族の生活を保護し、あわせて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険…労働者の方が失業した場合に、失業手当を給付したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。また、事業主の方へは、失業の予防、雇用機会の増大、雇用の安定等に係る各種助成金制度が設けられています。

★労働保険に関する事務手続等は労働保険事務組合や社会保険労務士に委託することもできます。

★どなたでも、事業主が労働保険の加入に必要な手続を行なっているかをインターネット上で確認できます。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省トップページ「分野別の政策 ▶雇用・労働 ▶労働基準」>「施策情報▶労働保険の適用・徴収」>「労働保険に関する総合情報はこちら」>「適用事業場検索」

《問い合わせ先》島根労働局 労働保険徴収室 ☎ 0852-20-7010